

水質汚濁防止法、条例で定める下水道終末処理施設の排水基準

ア 水質汚濁防止法、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例

区分	項目	法令	水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、改正(令和4年法律第68号)	水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例(昭和50年京都府条例第33号)、改正(令和6年条例第16号)
		許容限度	鳥羽、吉祥院、伏見	石田、京北
水質汚濁防止法による有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	-	-
	シアノ化合物	1mg/L	0.5mg/L	
	有機りん化合物	1mg/L	0.5mg/L	
	鉛及びその化合物	0.1mg/L	-	-
	6価クロム化合物	0.2mg/L	-	-
	ひ素及びその化合物	0.1mg/L	-	-
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	-	-
	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	-	-
	P C B	0.003mg/L	-	-
	トリクロロエチレン	0.1mg/L	-	-
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L	-	-
	ジクロロメタン	0.2mg/L	-	-
	四塩化炭素	0.02mg/L	-	-
	1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L	-	-
	1, 1-ジクロロエチレン	1mg/L	-	-
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	-	-
	1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L	-	-
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L	-	-
	1, 3-ジクロロプロパン	0.02mg/L	-	-
	チウラム	0.06mg/L	-	-
	シマジン	0.03mg/L	-	-
	チオベンカルブ	0.2mg/L	-	-
	ベンゼン	0.1mg/L	-	-
	セレン及びその化合物	0.1mg/L	-	-
	ほう素及びその化合物	10mg/L	-	-
	ふつ素及びその化合物	8mg/L	-	-
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L	-	-
	1, 4-ジオキサン	0.5mg/L	-	-
水質汚濁防止法によるその他の項目	p H	5.8以上8.6以下	-	-
	B O D	160(120)mg/L	(20)mg/L	25(20)mg/L
	浮遊物質量	200(150)mg/L	(70)mg/L	90(70)mg/L
	ノルマルヘキサン	鉱油類含有量	5mg/L	-
	抽出物質含有量	動植物油脂類含有量	30mg/L	-
	フェノール類含有量		5mg/L	1mg/L
	銅含有量		3mg/L	-
	亜鉛含有量		2mg/L	-
	溶解性鉄含有量		10mg/L	-
	溶解性マンガン含有量		10mg/L	-
	クロム含有量		2mg/L	-
	大腸菌数		800CFU/mL	-
備考	ニッケル含有量	120(60)mg/L	-	-
		16(8)mg/L	-	-
			水質汚濁防止法に基づき京都府が定める上乗せ基準	

イ 京都府環境を守り育てる条例(平成7年京都府条例第33号)、改正(令和6年規則第18号)

項目	許容限度
ニッケル含有量	2mg/L

- 注1 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の許容限度は、1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
- 注2 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 注3 ()内の数値は、日間平均を示す。
- 注4 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 注5 水質汚濁防止法により、汚染状態の測定は1年に1回以上行う。条例で当該事項に係る測定の回数より多い回数を定めたとき又はその他のものについて測定の回数を定めたときは、当該回数で行う。
- 注6 京都府環境を守り育てる条例により、水質汚濁防止法による有害物質は7日を超えない排水の期間ごとに1回以上測定する。水質汚濁防止法によるその他の項目のうち水素イオン濃度は排水の期間中1日1回以上測定する。水質汚濁防止法によるその他の項目のうち水素イオン濃度を除く項目、ニッケル含有量及び化学的酸素要求量は14日を超えない排水の期間ごとに1回以上測定する。測定項目のうち、排出水中に含まれない項目については測定を省略することができる。

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)、改正(令和4年法律第68号)で定める下水道終末処理施設の水質排出基準

項目	許容限度
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L

注 ダイオキシン類対策特別措置法により、毎年1回以上測定する。